

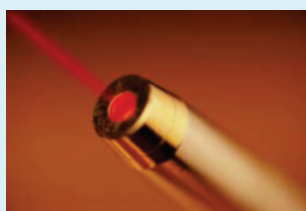
消費生活用製品安全法の規制について

レーザーポインター等を販売される方へ

「レーザーポインター」や「バイク用ヘルメット」等を輸入し、国内で販売するためには手続きをする必要があります。

個人が海外で買ってきたもの及び中古品を販売する場合でも、規制の対象となることがありますので、ご注意ください。

(対象となる製品は裏面参照)



※PSCマークのない製品を販売する等の規定に違反した場合、**罰則（1年以下の懲役又は百万円以下の罰金、又はこれを併科）等**の対象となります。

レーザーポインター等の規制の概要について

レーザーポインターを含む「携帯用レーザー応用装置」は、過去に、レーザー光線が目に入ったことにより、網膜の損傷を生じ、視力の低下が生じた等の事故が起こったことから、**消費生活用製品安全法の特定製品として規制**されています。

レーザーポインター等の**特定製品**を製造又は輸入する事業者は、「**国への届出**」「**技術基準への適合義務**」「**検査の義務**」等の規制があります。

これらの法令の基準に適合した**特定製品**には、表示として「**PSCマーク**」や「**届出事業者の名称**」、「**注意事項**」等の表示がされています。

PSCマークの付いていない**レーザーポインター**は、基準を超えるレーザー光線が出力される製品の可能性がありますのでご注意ください。

ライター等を販売される皆様へ

ライター等の販売規制の開始について

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、**ライター**や**多目的ライター**の販売規制が開始されます。



今回の規制により、**平成23年9月27日以降**、これまで流通していたPSCマークのないライターは**販売禁止**となります。

消費生活用製品安全法の概要

「特定製品」の指定による安全規制（PSCマーク制度）

消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品については、国の定めた技術上の基準に適合した旨の**PSCマーク**がないと販売できず、マークのない製品が市中に出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。

これらの規制対象品目は、**製造又は輸入事業者**に、技術基準適合の自己確認が義務づけられている**特定製品**と其中でさらに第三者機関の検査が義務付けられている**特別特定製品**があります。

	マーク	特定製品の名称	対象となる例
特定製品		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	・圧力なべ ・高圧力になる炊飯器
		乗車用ヘルメット	・オートバイ乗車用ヘルメット ・原動機付自転車乗車用ヘルメット
		登山用ロープ	・ザイル
		石油給湯機	・石油給湯機
		石油ふろがま	・石油ふろがま
		石油ストーブ	・石油ストーブ
特別特定製品		乳幼児用ベッド	・ベビーベッド
		携帯用レーザー応用装置	・レーザーポインター ・レーザー照準器 ・レーザー光を放出するおもちゃ
		浴槽用温水循環器	・ジェットバス ・24時間風呂
		ライター	・ライター ・多目的ライター (点火棒、ユーティリティライター)

このほか、消費生活用製品安全法には、製品事故が生じたときに事業者が国に事故の状況等を報告する **製品事故情報報告・公表制度** と経年劣化による事故を防ぐための **長期使用製品安全点検・表示制度** があります。

各制度の詳細は、消費生活用製品安全法のホームページをご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

PSCマーク

検索

経済産業省 商務流通グループ 製品安全課
電話番号 03-3501-4707